

コンテンツ戦略ワーキンググループの開催について

令和４年１月３１日
知的財産戦略本部
構想委員会座長決定

- １ 「構想委員会の運営について」（令和元年９月２７日知的財産戦略本部構想委員会座長決定）第２項に基づき、知的財産推進計画におけるコンテンツに関する現状と課題及び施策の方向性について検討するため、コンテンツ戦略ワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。
- ２ WGの座長（以下「座長」という。）及び委員は、別紙のとおりとする。座長は、必要があると認めるときは、委員のほかにオブザーバに参加させることができる。
- ３ 座長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバ以外の参考人を招いて意見を聞くことができる。
- ４ 会議は、原則として公開し、事務局へ事前登録を行った者は傍聴することができる。
- ５ 会議資料及び議事録は原則として会議開催後公開する。
- ６ 座長は、会議又は会議資料若しくは議事録を公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるときその他必要と認めるときは、これらの全部又は一部を非公開とすることができる。
- ７ 前項の場合において、座長は、委員、オブザーバ、参考人及び傍聴者に対し、率直な意見の交換が損なわれることのないよう、会議によって知り得た情報を外部で取り扱うときは、発言をした者の所属及び氏名を特定しないよう求めることができる。
- ８ 前各項に掲げるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。